

令和5年度 第4回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	: 令和6年2月27日(火) 午前10時から午前10時30分まで
場 所	: 県庁行政庁舎14階 経済商工観光部会議室(オンライン併用)
出席者	: 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和5年度第4回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、蒔苗委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。

まずは、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明願います。

事務局

※資料1、資料1-A、資料1-B、資料1-C及び資料4に基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が5件、変更の届出が4件ありました。

次に審議区分上は「報告事項」となる既存店の変更について、審議対象とするか決めたいと思います。まず、イ「ブルームワールド岩沼」についてです。事務局案においては「報告事項」ということでしたが、御意見があればお願いします。

また、事務局から説明がありましたとおり、事前に事務局から資料の共有があり、委員の皆様から追加で出された意見及びそれに対する回答が資料4の黄色の着色箇所ということで、この箇所について、御意見をいただけたらと思います。

案では、店舗封鎖による一時的な駐車場の封鎖であり、駐車台数も調査結果から満足しているということで、報告事項で問題ないということですが、いかがでしょうか。

本郷委員

質疑に対する回答については、この内容で了解しました。この案件については、特にはございません。

蒔苗委員長

本郷先生から回答については、特に意見なしということでしたが、その他よろしいでしょうか。では、この件については報告事項ということで進めていただければと思います。

次にロ「セラビ白石」について次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。審議区分上は「報告事項」であり、事務局案においても「報告事項」ということでしたが、ご意見があればお願いします。

こちらについても、騒音についての追加意見があり、設置者の方から対応する旨の回答が得られているような状況ですが、御意見があればお願いします

本郷委員

騒音予測地点A8が非常に住居に隣接しており、騒音予測をシミュレーションベースで行っているのですが、駐車場の通路に音源を仮定したものとなっております。従って、住宅に隣接した駐車場にバックで車が入ってくるような場合には、音源が非常に近くなることから、予測結果より大きくなるということが想定されますのでこういった質問をさせていただきました。回答では、住居に隣接する駐車マス4台分の使用をやめるということですので、問題ないかと考えているところです。

なお、駐車予測の結果から現状4台分の余裕があったため、4台と申し上げた次第です。

蒔苗委員長

設置者の方でも対応していただけるということなので、特に問題はないと思われませんが、こちらにも異論がなければ報告事項ということで進めたいと思いますが、他によろしいでしょうか。では、この件については報告事項ということで進めていただければと思います。

次にハ「スーパーセンタートライアル塩釜店」について次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。審議区分上は「報告事項」であり、事務局案においては「審議対象」ということですが、ご意見があればお願いします。

こちらについては、24時間営業という大きな変更があるため、事務局案としては審議対象としたいということですが、ご意見があればお願いいたします。騒音関係の追加意見をいただいておりますが、意見に記載されている駐車場出入口の夜間閉鎖は現状では行わず、苦情が発生した場合に対応を検討するということですが、これについていかがでしょうか。

本郷委員

本件については、審議事項ということで、今後改めて審議するというのであれば、今の時

点ではこちらの回答で大丈夫です。

蒔苗委員

その他御意見ありますか。よろしいでしょうか。改めて審議を行うということで、騒音等の問題について、その場で設置者の方に確認していただければというところになるかと思います。それでは、この件につきましては、審議対象として進めてください。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【変更】サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店（法第6条第2項）

蒔苗委員長

次に、議題の（2）大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。

イ「サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店」の届出について、事務局から説明願います。

事務局

※資料2及び資料4に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

本郷委員

荷さばき施設No. 3について、老人ホームにかなり近い場所にあるということから気になっていましたが、夜間は使わないということで、説明のとおりで良いと考えています。ただ、高齢者が生活する場所なので、騒音の基準は満たしますが、昼間でも配慮していただければと考えているところです。

回答文に「今後、苦情等が発生した際には発生源対策を含め、誠意をもって対応します。」とあるので、これをもって回答として認めております。

蒔苗委員長

このことについて、設置者とも確認済ということによろしいでしょうか。

事務局

はい、確認済です。

蒔苗委員長

本件については、意見として伝わっており、対応していただけるということになるかと思

ます。その他御意見ありますか。

それでは、この件については終了いたします。

ロ【新設】(仮称)新太子堂北複合商業施設(法第5条第1項)

蒔苗委員長

続きまして、ロ「(仮称)新太子堂北複合商業施設」の届出について事務局から説明願います。

事務局

※資料3及び資料4に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、この件については終了いたします。

(3) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。その他の事項について、事務局から発言願います。

事務局

※次回の日程について説明

蒔苗委員長

それでは、本日の議題はこれですべて終了いたしました。次回は3月26日に開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。